

令和5年度きょうとこどもの城づくり事業(ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業)実施に係る運營業務についての質疑・回答

番号	質問内容	回答
◆参加資格について		
1	<p>法人を設立したばかりでこれから事業を開始しますが、参加資格はありますか。事業の実績がないので、審査で不利になりませんか。</p> <p>また、提出書類の中の「府税納税証明書」は、どうすればよいですか。</p>	<p>法人設立直後であっても、募集要領「3 参加資格」を満たす法人であれば、参加可能です。提出いただいた企画提案書、価格提案書についてプレゼンテーションとヒアリングを実施し、評価基準に基づいて、外部有識者の意見を聴取した上で、評価します。</p> <p>「府税納税証明書」について、設立されたばかりの法人でも京都府税の滞納がないことの証明は可能ですので、府税事務所でその旨をお伝えください。その際、念のため履歴事項全部証明書(コピー可)をご持参ください。</p>
◆応募事業について		
2	<p>平日を含めてこどもの居場所づくり事業を行う計画です。募集要領に「本事業を初めて受託しようとする場合は、原則、休日等通年型又は夏休み等短期型(別途募集)に限る。」とありますが、初めての応募でも「生活充実通年型」に応募してよいですか。</p>	<p>原則、生活充実通年型を実施するためには、本ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業における休日等通年型又は夏休み等短期型の実績が必要です。</p> <p>なお、休日等通年型であっても、年間開設日数(50日以上)を満たしていれば、休日ではなく平日に実施いただいても構いません。</p>
◆事業対象について		
3	<p>事業の対象となるこどもは、「ひとり親家庭のこども」のほかに、両親のいるこどもが含まれていてもよいでしょうか。その場合、何か注意事項はありますか。</p>	<p>原則として、ひとり親家庭及び養育者家庭の親と子を主な対象としています。両親のいるこどもが含まれていても構いません。</p> <p>ただし、事業の趣旨上、ひとり親家庭の世帯数及び児童数を把握の上、報告いただくこととなります。</p>
◆開設準備費について		
4	<p>こどもの居場所づくりの会場・設備の準備に係る費用の請求や支払が本年3月に発生した場合、事前に着手することの申請をして委託料の中を含めることはできますか。</p>	<p>本事業は、令和5年度の契約日以降に発生した経費が対象となります。したがって、令和4年度である令和5年3月に発生した開設準備費については、委託料の中を含めていただくことはできません。</p>
◆費用徴収について		
5	<p>こどもの居場所の実施に係る費用について、委託料のほかに、保護者から徴収してもよいですか。</p>	<p>送迎型については参加者から費用を徴収することはできませんが、その他については必要に応じて、参加者から実費徴収することは可能です。</p>
◆事業内容について		
6	<p>医師や助産師を講師として出産・育児や健康についての講演を考えていますが、これは「親の学び直し等の支援事業」の対象となりますか。</p>	<p>親の学び直し等支援事業のうち、資質向上支援(子どもの躰・育児等に関する講習会の開催)として提案いただくことは可能です。</p>